

平成 18 年 No.18

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程

改正理由

学生相談支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

なお、センター設置に伴う必然的な改正なので、教育研究評議会等には諮らずに、決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年3月24日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

平成18年規程第14号

- (1) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程（平成13年規程第9号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第7号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（昭和61年規程第2号）

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1), (2) [省略]</p> <p>(3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1), (2) [省略]</p> <p>(3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="255 389 327 414">〔省略〕</p> <p data-bbox="181 464 248 489">(定義)</p> <p data-bbox="136 499 219 525">第2条</p> <p data-bbox="143 536 327 561">1～3 〔省略〕</p> <p data-bbox="143 571 1055 783">4 この規程において「部局等」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、<u>学生相談支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p data-bbox="255 831 327 857">〔省略〕</p> <p data-bbox="210 904 288 930"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="165 940 680 965"><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1234 389 1305 414">〔省略〕</p> <p data-bbox="1155 464 1223 489">(定義)</p> <p data-bbox="1111 499 1193 525">第2条</p> <p data-bbox="1117 536 1301 561">1～3 〔省略〕</p> <p data-bbox="1117 571 2029 748">4 この規程において「部局等」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p data-bbox="1229 796 1301 821">〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																						
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、<u>学生相談支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現職教員研修支援センター</td> <td style="text-align: center;">学務課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>学生相談支援センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>学生サービス課長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">附属世田谷小学校</td> <td style="text-align: center;">副校長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕	〔省略〕	現職教員研修支援センター	学務課長	<u>学生相談支援センター</u>	<u>学生サービス課長</u>	附属世田谷小学校	副校長	〔省略〕	〔省略〕	<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現職教員研修支援センター</td> <td style="text-align: center;">学務課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">附属世田谷小学校</td> <td style="text-align: center;">副校長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕	〔省略〕	現職教員研修支援センター	学務課長	附属世田谷小学校	副校長	〔省略〕	〔省略〕
部 局 等	保 護 担 当 者																						
〔省略〕	〔省略〕																						
現職教員研修支援センター	学務課長																						
<u>学生相談支援センター</u>	<u>学生サービス課長</u>																						
附属世田谷小学校	副校長																						
〔省略〕	〔省略〕																						
部 局 等	保 護 担 当 者																						
〔省略〕	〔省略〕																						
現職教員研修支援センター	学務課長																						
附属世田谷小学校	副校長																						
〔省略〕	〔省略〕																						

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局，教育学部総合教育科学系，教育学部人文社会科学系，教育学部自然科学系，教育学部芸術・スポーツ科学系，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学），附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局，教育学部総合教育科学系，教育学部人文社会科学系，教育学部自然科学系，教育学部芸術・スポーツ科学系，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学），附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，現職教員研修支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="255 389 327 414">〔省略〕</p> <p data-bbox="181 464 248 489">(定義)</p> <p data-bbox="136 499 1055 707">第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、現職教員研修支援センター、<u>学生相談支援センター</u>、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、放射性同位元素総合実験施設及び各附属学校をいう。</p> <p data-bbox="255 756 327 782">〔省略〕</p> <p data-bbox="210 831 293 857"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="163 866 685 892"><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1234 389 1305 414">〔省略〕</p> <p data-bbox="1155 464 1223 489">(定義)</p> <p data-bbox="1111 499 2029 675">第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、現職教員研修支援センター、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、放射性同位元素総合実験施設及び各附属学校をいう。</p> <p data-bbox="1234 724 1305 750">〔省略〕</p>